

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和6年7月17日（水）午前8時58分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	前田 幸一 君	副委員長	宮内 博 君
委員	松下 太葵 君	委員	久保 史睦 君
委員	徳田 修和 君	委員	木野田 誠 君
委員	池田 綱雄 君	委員	下深迫 孝二 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	丸山 省吾 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	建設政策課主幹	中村 光秀 君
建設施設管理課主幹	海江田 和大 君	建設政策課政策G主任技師	戸越 誠也 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君		
農林水産部長	寶徳 太 君	農政畜産課長	有村 浩 君
農政畜産課主幹	唐鎌 賢一郎 君	農政畜産課農政第2G長	宮原 博和 君
農業委員会事務局長	池田 康一郎 君	農業委員会事務局主幹	秋窪 貴洋 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 今回の所管事務調査は次のとおりである。

遊休農地及び耕作放棄地の活用について

市道認定予定の路線について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前8時58分」

○委員長（前田幸一君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は所管事務調査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。それでは現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時00分」

「再開 午前10時32分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。市道認定予定の路線について執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

それでは、市道認定予定の路線について事前に頂きました御質問に対し、担当課長が御説明いたしますのでよろしく御審査頂きますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

調査内容。市道認定予算予定の路線についての1点目。里道82か所の現状についてお答えします。令和6年度第2回定例会で市道認定された路線以外についても、建設施設管理課で市道認定基準を満たしている路線であるかどうかの確認を行っているところでありまして、認定すべき路線については、市道路線認定審査会に諮り、早期の市道認定を行っていきたいと考えています。次に2点目にお答えします。寄附採納を受けた開発道路は、記録が現存する平成20年度以降約400路線あり、そのうち、図面上での確認であります。市道認定基準を満たすと思われる道路は35路線、延長約4kmです。次に3点目にお答えします。市道認定するために必要な処理としては、霧島市道路線認定基準要綱の認定要件を満たすと思われる路線の調査を行い、審査会に諮る路線を決定します。その後審査会の審査を経て、議会に議案として提案することになります。今後のスケジュールとしては、今回の里道等は調査箇所が相当数に及ぶことから、順次調査を実施し、なるべく早い段階で市道認定できるかどうかを判断していきたいと考えております。次に4点目にお答えします。里道及び開発道路以外で市道認定できそうな道路については、国道、県道の新設、改良に伴う払下げ道路や個人名義の公衆用道路で市に払下げを要望される道路などで、今後市道認定可能な路線も出てくる可能性はあると思われま。最後に5点目にお答えします。市道認定作業を迅速するための体制づくりについては、現在市道認定を担当する建設施設管理課がそれぞれの道路担当課より提案された路線を、市道路政認定審査会に諮り、議会に提案しておりますが、今後は事前に各道路担当者間による調整会議を開催することで、詳細な情報共有を図り、認定可能路線をある程度絞り込むことによって、より迅速な対応が図れるようにしていきたいと考えております。以上で説明を終わります。よろしく御審査頂きますようお願いいたします。

○委員長（前田幸一君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

委員会のときの質疑ともしかしたらダブってくるかもしれませんが、寄附採納を受けた開発道路

の点で確認をさせていただきたいんですけども。記録が現存する平成20年以降で約400路線ということで、その内の市道認定基準を満たすと思われる道路35路線ということですが、この寄附採納の受けた時点で市道認定基準を満たすと思われない道路も受けているのかなあというような。なぜ400路線の中で35路線しかないのかなというところがちょっと1点確認をしたいところなんですけども。その際の寄附採納を受けるときの手続、書面等で寄附採納の申請を出されると思うんですけども、そこら辺の審査基準等が分かればお示しいただければと思います。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今おっしゃられました開発道路の数ですけど、いろいろある中で多いのがやはり行き止まり道路になります。開発したところでも行き止まりの道路というのは市道認定はまずできませんので。袋地状道路ということでできません。それが多いものですからこのような数になっています。

○建設施設管理課主幹兼道路管理グループ長（海江田和大君）

寄附採納を受ける、受けすることができる道路の条件というところで、幅員が4m以上であったりとか、側溝が整備されていることという条件がございますので、行き止まり道路であってもそういった構造条件を満たす道路については、市のほうで開発後に寄附を受けるという形になっております。

○委員（徳田修和君）

基準に出さなくても公衆用道路としてしっかりとした基準を満たしていれば寄附採納を受けるといことで理解をしたいと思います。その扱いとしては公衆用道路ということになると思うんですけど、その袋地の道路に関しては、市道認定が今後されない路線についてはもうずっと公衆用道路ということで、市のほうで管理をしていくという理解でよろしいでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

維持管理、舗装等に関しては市のほうでやっていきます。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど現地調査をさせていただいた中で、西小学校と西小学校の前の公園ですね、あれを広瀬のほうに向かっていくと信号ありますよね。すぐ目の前のところに。その右側に通っている道路がありましたけれども、あそこを市道認定するとすれば、桜の木の枝が道路に出ている。例えば3m50ぐらいのコンテナ車みたいなものは通れないわけですよ。そうしたときに、市の管理不足ということが問われると思うんですけども、あそこの一部ぐらいは市道ではなくて残したほうがいいのではないかなと私は個人的に感じがしたんですけど、そこらはどのように受け取ってらっしゃる。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今委員がおっしゃいました西小学校の横の墓の横の通りですかね、現在もやはり地区として、昔からの桜並木として残っております。現在、西小学校の子どもたちも利用して、現在、教育委員会がそこを多分管理していると思います。やはりそういうところにつきましては、ちょっと市道として管理するのは違うかなというのは私もちょっと感じる所ありますので、そのところはまた、

教育委員会、学校とも協議して考えていきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

私も今の意見はですね、市道認定はしないほうがいいという立場です。というのはあそこはもう桜の咲く頃はごさを敷いて土曜日曜なんかいっぱい花見客がいる場所ですよ。そういうところも市道認定して、車がどんどん走ったりするというのは危険性もあるんじゃないかなというようなところからですね、少しの期間ですからそのまま市道認定はしないほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○副委員長（宮内 博君）

それぞれ回答頂いているんですけども、平成20年以降で約400路線あるということですね。合併前に旧市町で、それぞれそれがきちんと処理をされていたのかどうかというのが一つあるというふうに思うんですけども。先の6月議会の議案の中にはですね、小浜団地等への進入路、これはもうずっと以前から現状の状態で残されていたというようなことがあるんですけども。内山田団地もそうでした。だから平成20年以前の部分についてはどういうふうにするのかということがありますが、その辺は一つの線引きで20年というふうにされたのかなというふうに思いますけれど、その辺の関連性をちょっと説明してもらっていいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今言いました20年以降の、20年以降でちょっとデータのほうが、やはりうちのほうに寄付採納としてしっかりとしたデータが残っていたのが20年以降になりますので、それを集計する分で今回20年から現在のやつを路線数を全て上げております。ですから、20年以上はちょっと、確かにその合併前のもありますので、しっかりとしたあれが残っておりますので、今後また、どうしても現地のほうで、また、昔のところ広い開発道路というのはもちろん確認をしていながら調べていきたいと思います。

○副委員長（宮内 博君）

当然それは今後の体制をどういうふうにしていくのかということと、相まって取組をしていかなきゃいけないということになるんですけど。この前の委員会の審査の中で、道路認定をするための作業を行うのに48万円でしたかね、1 km当たりかかるということでしたけれど。2 kmで130万円の地方交付税が交付をされるということになるわけで、それをかかる経費を差し引いても三十数万円ですね、34万円ぐらいですか。当然収入になると。ただそれは道路認定するときに一時的にそういう経費がかかっても、これから1回基準財政需要額の中に組み込まれるということになると、ずっと将来的にもですね、それが地方交付税として歳入として受け入れることができるということになるわけで。かかった経費は元を取ることができるというそういうことなんですよ。だから、当然その執行部の人材も限られているわけですので、その中でそういうその自主財源をどういうふうに確保していくのかということですよ。やっぱり政策的に進めていくという、そういう取組がなければなかなか作業は進まないだろうというふうに思うんですけど。その辺の議論というの

はどんな議論がなされているんですかね。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今、委員のおっしゃいましたように、地方交付税が入ってくることによって、1回、先ほど言われましたように、1回測量したり台帳を整備するのに費用がかかります。それがもちろん1回限りになります。やりましてその後長年たっていきますと、その分が出てくると思います。ただいまのところまず基準に合うかの選定をして認定をした後に、まずは認定をして、そのあとに、測量調査また台帳についてということになりますので、そこにつきましてはまたそれだけの認定ができましたら、それについてまた財政とかにも相談しまして、測量費用というのを確保していきたいと思っております。

○副委員長（宮内 博君）

財政との協議というのが必要だろうと思えますけど、やはりそこにはきちんと基準財政需要額の中に組み込むことができるという一定面積。それから認定基準の要綱の中にある条件を満たすようなところを、当然その正確に推計をして、そしてそのことを財政のほうにも要求するというところに段取りとしてはなるだろうというふうに思うんですけれども。説得力はありますよね、財政のほうにそういう一定の測量とか認定するための作業が必要なのでその経費を計上してくれというのは、後々、地方税の収入として入ってくるという展望があるわけですので、一般の事業と比較してかなり取組やすいというふうに思いますが、その辺は現時点で財政課のほうとして、財政課のほうとはどんな議論になっているんですか。

○建設部長（西元 剛君）

先ほどからありますけど地方財政の確保、財源の確保というのは必要なことではあるんですけども。基本的なことですけど、道路自体が今の現状であります市道、農道、里道、林道いろいろありますけれども、そういうところで現状でどういう用途として一応使われているかというのがまず大前提だと思っております。その中で、幅員が4mあって市道認定が可能である道路というのをまず前提として、それからまず基準に合うかどうかというのをこちらのほうの審査会等に諮りまして、市道認定を諮っていくということになりますので。基本的には財源確保もですけども、まずどのような用途で道路を今後維持管理していくかというのも一つの、全て道路幅員が4mあるから全て市道認定していきましょうということではないと思っておりますので、すぐ市道認定が一応確認できるところについては、当然、順次、市道認定していく、財源確保のために有利なあれですので、確保していくつもりでおりますけれども、全てその幅員が4mあります。では市認定して財源確保してくださいという議論にはしならないと私は思っております。

○副委員長（宮内 博君）

いや私が聴きたいのはいわゆる財政課のほうと、どんな議論をしているんですかということでお尋ねをしているんですけれど。それが市民生活に必要的に利用されているのかどうかというの、要綱の中の第9項のところ日常生活に利用するための道路で市長が認めるものと、そういう記述

があるだけなんですよね。ですから当然開発道路であったり、あるいは里道であったりということであれば、里道というのは昔はそれこそ農道として、いわゆる田畑の作業用道路として活用されていたけれども、それに接する地域の開発によって、そこに住民が定着をして、日常生活道路として活用するということになったということで、当然、一つの判断基準になりますよね。開発のところはもともとそこに定住する世帯を定住させるための家を造るということでの開発ですから、日常生活に通常、生活ができる道路を造るというのも当たり前のことなわけで。ですから今部長のほうがおっしゃった、生活に日常利用されているかどうかというのが当てはまるのは里道の話だろうと思うんですよね。その里道がそのまま残っているけれどもそれが日常的に使われているかどうかというところの話なんだろうと思うんですけど。当然そのところは判断の一つの材料になるのかなというふうに思いますが、要はその財源確保する手段として、財政課のほうと共通認識があるのかなという。そのところがお聴きをしたい主要な部分なんですけど、

○建設部長（西元 剛君）

今までもいろんな議論されておりますので、財源確保のために有利な手法であるということで財政のほうとも協議しているところではございます。

○委員（下深迫孝二君）

先般、溝辺の十三塚原というところに、これもやっぱり委員会でしたかね、行って市道認定をというようなことがあったんですよね。道路も広いし、いいんですが、そこはそのあとどのような協議をされたのかお伺いします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

十三塚原の辺りの道路のことはちょっとこちらのほうではちょっと今お聴きしてないところであります。

○委員長（前田幸一君）

休憩します。

「休憩 午前10時52分」

「再開 午前10時54分」

○委員長（前田幸一君）

では休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（宮内 博君）

平成20年以降約400路線あるということで、その内市道認定基準を満たすと思われる道路が35路線ということでしたね。これは400路線、全部、書類上の審査をしたというような結果でそういうことであったということで受け止めてよろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

一応書類のほう確認しております。

○副委員長（宮内 博君）

今日現地調査をして、最初の北小学校ですかね。周辺の開発地は非常に新しい開発地なのかなと。そんなふうに思ったんですけども。西小学校のところの開発地はかなり年数を経ているのかなというふうに思うんですけど。あそこは形態からすると以前から市道に通じる道路という開発になっているんだろうなと。そんなふうに思ったんですが、それが今まで市道として認定をされなかったのはどういうことなのかなと。北小学校のところも開発の当初からああいう造成構造になっていたのかなというふうに思うんですけど。同時になぜできなかったのかですね。その辺ちょっと説明をしていただけますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい、多くの開発道路というのが市道に認定されていないということなんですけど、まず、そういう開発のところは一応寄附採納を受けて、基準に合った寄附採納を受けまして、もちろん道路につきましては市のほうで完了していますので、市道にするというそういう考えとかそれがちょっとなかったところはあります。

○副委員長（宮内 博君）

この市道路線の認定基準というのは、合併と同時につくられているんですよ。平成17年に作られている要綱になっているんですけど、これはそういう寄附採納を受けるときにこういう基準に立ち返ると、そしてその市道として認定をするというような作業が同時並行で進められるのが通常なのかなというふうに思うんですけど。そこがそういうふうになっていないというのは、どういうことなんですかね。その北小学校のところの開発地は、それこそ開発されて4、5年ぐらいしかたっていないところなのかなあというふうには、現状で見て私は思ったんですけど。そこもそういうふうに残されているということから考えるとですね。その辺体制的にはどうなんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

開発道路につきましてはこちら市道の基準の中でももちろん開発した当初やはり住宅が、もちろん今はもう張りついて住宅地になってますけど、やはり最初というのはまだ開発して家もない状態ですので、ちょっと、今現在、6月議会でしたところも最初のころにはやはり家がなくて。やはり売れて住宅が張りついた今現在ちょっと考えているところなんです。やはりそういうときにはちょっとまだ、開発当初というのはやっぱりまだ市道に入れようというのはちょっと考えてなかったところなんです。

○委員（木野田誠君）

今の課長の答弁の中で家が張りついて初めてどうのこうのですけども。開発道路の寄附採納というのは大体どの時点で申出があるんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

開発いたしまして、その時点で終わって検査をしましてそのあとになります。もうその時点で寄附採納ということになります。

○委員長（前田幸一君）

休憩します。

「休憩 午前10時59分」

「再開 午前11時00分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

まず開発が出てきたときにその中で協議を行いまして、開発が終わりまして、検査引渡しの前に検査を行います。そのときに検査で合格しまして、それから1か月以内には寄付採納の形でこちらのほうで受けとる形になります。

○委員（徳田修和君）

開発道路についての確認なんですが、以前委員会的时候に開発、寄附採納する際の測量をして、道路が出来上がって寄附採納して、その寄附採納を受けた者に対して今度は市のほうで調査するためにもう一度測量を入れてというところで二度手間じゃないかというような議論もあったわけですが、これを一本化、開発業者のほうで行った測量を活用するというような議論やっば今後難しいというふうな理解でよろしいですか。そこで難しい理由をもう一度確認させていただければと思います。

○建設施設管理課主幹兼道路管理グループ長（海江田和大君）

交付税の措置を受けるために、道路台帳というのを備える必要がありまして、その道路台帳の中に当然平面図というのが備えていなければならないと。その平面図の条件としてきっちり実測を行ったものであるというのが条件としてございますので。実際、そういった開発道路がされているかどうかというのは現状分かりませんし、道路台帳も今インターネットで公表してるんですけど、そのための電子データとかそういったものもそろえる必要がございますので、開発道路に限らず新設、改良された道路を含めまして全て市のほうで実測測量を行う必要があるというふうに認識しております。

○委員（下深迫孝二君）

開発をして、あと基準に満たしていれば公衆用道路として一応市は引き受けると。そして、公衆用道路もある住宅街、8割がたぐらいできてきたら、市道に編入するという理解でいいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

それでいいと思います。

○副委員長（宮内 博君）

もともとその開発による道路というのはそこに住宅張りつくということを前提にして、建設をされるわけですがけれど。先ほど、1戸、2戸ぐらいしかまだ建ってないところは専用道的な道路とみなされるおそれがあるというようなことなんですけれど。それを同時並行で市道認定のための作業をすると。当然その、先ほどありましたように道路台帳とかですね、そういうのを整備をしたり、

あるいは市の責任で実測をしなきゃいけないというようなりスクはあるんだけど、それを同時並行的にやっていくというので、いわゆる開発業者が行ったその実測だとかですね、当然されてるわけで、その辺はその活用をすることはできないという何か制裁措置があるんですかね。

○建設施設管理課主幹兼道路管理グループ長（海江田和大君）

その制裁措置というのは特にはないかと思います。ただ、開発をされて道路を寄附を受ける段階で、その道路に係る地積測量図であったり、開発の図面というのは紙データで頂きますので、それを参考にして、参考にすることはできるかと思うんですけど、それをそのまま道路台帳にするということではできないというふうに考えております。そういった頂いた図面をもとに、また実測をするという作業が必要になるというふうに認識しております。

○副委員長（宮内 博君）

それは里道を市道に認定するときにかかる手間よりも、開発によって、そういう事前に業者の手によってその測量されたりということ作業されている所とではかかる経費が違うのではないのかなというふうに思いますが、ほとんどそここのところの経費については変わらないというような現状なんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

そのところで、ほぼやはり測量を市が一からする形になりますので、ほぼ変わらないと思います。

○副委員長（宮内 博君）

もう一つは市の要綱で定めている条件の中で市道として認定するかどうかというところがあるんですけど、最も重要な部分は県道、国道、市道ですね、そういうものに道路がつながっているかどうかと、袋地になっていないのかどうかということなんだろうなというふうに思うんですけど。例えばその1戸しか2戸しか建ってない段階で、市道路線に認定をするということを国のほうに申入れた場合に何らかの制裁措置があるんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

いや、それはありません。国にまず市道を市が認定をするのに、国のほうに国道とか県道をつなぐには、そこにお話とか出すことはないですので、あくまでもうちのこの市道の認定基準要綱の中で、やはり国道、県道、市道につながっているという条件をしますので、その制裁とか報告とかございません。

○副委員長（宮内 博君）

であるということであれば、実際に作業としてですね、計画的にやっぱり進めるというのがですね、自主財源の確保の手段として、これから政策的にやっぱり取組をしていかなければいけない課題ではないのかなというふうに思うんですよね。人口減少社会に入っているというふうには言われているけれども、それでもやっぱり今でもこの霧島市は市内あちこちで開発が進んでいる状況下にあるわけですので、その辺ぜひですね、当然その財政のほうとも議論をしていかなきゃいけない話

なんだろうというふうに思いますけれども、政策的に進めていただきたいというふうに思いますけど、その辺どうなんですか。

○建設部長（西元 剛君）

今言われるように開発道路、国県道に接道する道路になっております。先ほど言った家が二、三軒建つてるところでは個人的にまだ専用道路になってるからということで、今のところはですね公衆用道路として維持管理をしているというような状況ではございますけれども。市道というのは市が重要ではないかというところを位置づける道路ですので、そこを一応見据えながらですね順次、先ほど言われました、もう家が張りついて、国県道に接道して、一般の人が一般の用に供する道路みたいな形でどなたでも通っていくような道路であれば、そういうのをまず優先しながら、順次やっていくという形が、一気にというのはなかなかできませんので路線が多いですので、そういうのを優先的に行いながら先ほど委員が言われたように、そういう開発等についても順次、市道認定していきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

今日は開発道路と里道のほうの市道認定ということでやっているんですが。私は前から言っていますようにですね、今日も見せてもらいましたが、開発道路を市道認定するに何でこんなに急がないかんのかなあというふうな気もしてならないんですけども。それよりも今部長が言われました市民に対して、行政サービスの面を考えてというような話も今ありましたけど。そういう面から考えれば農道を早く市道にしてください。これは前から言ってらっしゃるようにこの開発道路、里道を認定してから農道はという話も以前ありましたけども。この重要さというのはどの辺でそういうふうに、話がなってくるのかですね。私はなかなかこの前も答弁頂きましたが合点がいきませんけれども。金を産むか産まんかの問題だけなのかとは思えないんですけども。4番目の質問回答の中にもありますように里道及び開発道路以外でっていうなことがありますけども。もうちょっと農道のことですね、市民のそういうところの希望を変えられるのであれば、里道と農道は優先してもいいけども、この開発道路はそう急ぐこともないんじゃないかなというふうに思うんですがその辺の兼ね合いはどういうふうに説明していただけますか。

○建設部長（西元 剛君）

今、委員言われるように農道の中でも、生活道路として重要な道路と位置づけられるような道路もございますので、そういうところについては、里道、農道、開発道路を問わずにですね、今後またそういう認定の審議会等に諮って必要であれば市道認定は当然していくべきだと思っております。そういう路線はですね。委員が言われる並行にいろいろやっていきたいと思うんですけども先ほど言うように、路線数も非常に多いですので、それを一気になかなかすることは難しいと思っておりますので、先ほどから言いますけども優先順位を考えていきながら、一応認定していきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

農道認定については前も発言したかと思いますが、部長は何年か前から農道認定もしていくと。しかし、1路線だけするのはもったいないからまとめてやりますと、農道を市道認定はまとめてやりますというような話を私は回答を頂いてたんですけどもそれが一向に進まない。だから、その辺が非常に疑問なんですけどこれいつ頃やってもらえるんですか。

○建設部長（西元 剛君）

個別の路線で一番市道認定するのに有利な、我々が考えてるのは面的な範囲です、1路線ではなくて、全体的に開発道路であったり、里道であったりつながっておけば、そういう路線を面的に、一応やりたいと、路線をですね。そういう発想は持っているんですけども。先ほどからありますが、いつまでというのはなかなか難しいと思うんですけども、できるだけ年に1回、市道認定を議案に上げるときにはですね、できるだけそういう形で路線ごととか、面的にまとまったところを優先的にできるところをやっていききたいというのはありますけれども。個別の路線をいつまでやるんですかという御質問に対しては、今のところはできるだけ必要なところに対しては、優先的に一応市道認定を、今後も図っていききたいというお答えしかできないと思います。

○委員（木野田誠君）

私が申し上げたいのは必要な道路を早く市道認定してください。必要な道路ということですので、よろしくをお願いします。

○委員長（前田幸一君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時14分」

「再開 午後0時01分」

○委員長（前田幸一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に遊休農地及び耕作放棄地の有効活用について執行部の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

遊休農地及び耕作放棄地の有効利用についての1点目について説明します。まず、遊休農地と耕作放棄地の概念的なものを御説明いたします。遊休農地は農地法上の用語であり、1号遊休農地と2号遊休農地の2種類に分類されています。農地法32条第1項第1号に該当する農地を一般的に1号遊休農地と言ひ、農地の状況は現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地と示されています。また、農地法第32条第1項第2号に該当する農地を2号遊休農地といい、その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地と示されております。また、耕作放棄地は以前耕地であったもので、過去1年以上作物の栽培をせず、しかも数年の間に再び耕作する考えのない土地と農林

業センサスにおいて定義づけられているものです。なお、非農地とは、一つ目に農地法が適用される以前から非農地であった農地。二つ目に自然災害による災害地で農地への復旧が困難であると認められる農地。三つ目に農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域外の土地で、原則として20年以上放棄され、将来的にも農地として利用するのが困難であり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地とされているものです。よって概念が異なる遊休農地と非農地を加えて、解釈の揺らぎが必ず出てまいりますので、その部分を加除した農地だったものが、農業センサスで言われる耕作放棄地と推測されるものです。思われるということですね。次に2点目について説明します。直近5年間の推移等は資料の2のとおり、2のほうに説明といたしますか、資料を配付してある見込みです。なお非農地については累計での把握は行っておりませんので補足いたします。次に3点目について説明します。中山間地域その他の地域で遊休農地や耕作放棄地の推移に違いがあるかという部分ですが、中山間地域直接支払い事業等を活用している場合については、そのような土地が発生しませんし、遊休農地等の推移を見ますと、同程度の推移を示しているというのが、資料1とか2を見ていただければありますので、遊休農地、非農地等の増加要因が様々あると考えますが、推移だけで見ると中山間地域のみが極端に増減しているといった分析にはならないのかなと考えております。次に、4点目の農業委員会が行う遊休農地解消について説明します。農業委員及び農地利用適正化推進員が毎年、市内全ての農地を対象とした利用状況調査を実施しております。加えて定期的に農地パトロールを実施し遊休農地を把握した上で、現在は農地の利用権設定やあっせん事業を活用するなどして、農地として利用を再開させるための活動を行っているところです。

○農政畜産課長（有村 浩君）

遊休農地及び耕作放棄地の有効活用に係る質問事項のうち、農政畜産課に関する件について御説明いたします。まず4点目の遊休農地及び耕作放棄地縮減のための政策はどのようなものがあるかの質問のうち農政畜産課に係る事項についてお答えいたします。本市では63の組織が中山間直接支払い事業に取り組んでおり、傾斜のある耕作に不利な水田355haが荒廃することなく維持され、過疎化、高齢化が進む中当該事業が耕作放棄地の発生抑止に大きく貢献していると考えているところです。5点目の遊休農地及び耕作放棄地への作付に適した作物はあるかとお尋ねについて、栗、銀杏、オリーブ、ブルーベリー等が考えられますが、いずれも地理的条件や周囲の環境を配慮しながら選定していく必要があるというふうに考えています。例えば、栗については、枝が裂けないような防風対策等も必要であり、それぞれ作物によって様々な労力を要すると考えています。6点目の隼人地区で栽培され始めたピーカンナッツとはどういったものかとお尋ねについて、御手元のほうに資料1としてピーカンナッツの概要をまとめてございます。またお目通しの上また御質問等頂きたいと思っております。最後に7点目のピーカンナッツは霧島市内での栽培に適しているかとお尋ねについてです。一般的に高温多湿な場所では実がつきにくいというふうに言われていますが、さつまピーカンファーム、今日当山で作っていらっしゃる会社にお伺いしたところ、50以上の品種の

中から温暖な気候に適した 16 品種の苗木を現在栽培し、本市の気象条件等に適した品種を選定中であるということでした。収穫まで最低でも 3 年かかるという見込みであり、本市がピーカンナッツの栽培に適した場所であるか今後も育成状況を注視していくこととしています。

○委員長（前田幸一君）

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

遊休農地及び耕作放棄地への作付けに適した作物ということで御紹介があったわけですが、なかなか農地としての復旧というか、していくのにはこういう樹木系のものが適しているんでしょうか。やはり耕作するのに野菜だったりとかよりは、こういったものが向いているというような認識の基、例を御紹介いただいたという認識でよろしいですか。

○農政畜産課長（有村 浩君）

一部お話いただいたとおりでございます。遊休農地については様々な条件がございます。樹木型永年作物等として今後もう農地として復旧する見込みがないところであれば、樹木等もかなり有効な作物というふうに考えています。ただし樹木、永年作物の欠点といたしまして、これまでも銀杏も推奨してまいりました。もう数十年各地で銀杏というのも推奨し、秋になると景観作物としての意味あいも持つということで各地で推奨はしていたんですけども、実際その生育し、実がなり、収入になるまでに時間がかかり過ぎるという決定もございまして。あとイチヨウ等については、落ち葉も発生しますので、街中での栽培、育成というのはなかなか困難な部分もございまして。ですので、気候条件、土地の条件、あと周囲の条件等を勘案し様々なものを推奨していきたいというふうに考えています。

○委員（徳田修和君）

午前中現地を見せていただいた農家さんはピーカンナッツということでを見せていただいたわけですが、こちらは卸先といいますか販路としてはしっかりと確保ができている上での事業だというふうに認識するわけですが、今御紹介いただいた推奨された銀杏であったりとか、そういったものを推奨した上でその販路といいますか販路戦略等は、農政のほうでしていくものなんでしょうか、それとも商工のほうでするものなんでしょうか。

○農林水産部長（寶徳 太君）

今回のピーカンナッツについては、出口戦略がきちっとできているという認識です。例えば銀杏をおっしゃいましたが、銀杏について出口戦略をきちっとできるかといえば、それは受入れ先もまだ全然不透明ですし、需要があるかどうか分からない。そこで商工なのか農政なのか、その辺もはっきり言って不透明なところではございますが、やはり引き合いというものがあればですね、それなりの商工との連携も含めて庁内の合意形成をしていきたいと思っているところです。

○委員（徳田修和君）

そうだと思います。やはり需要があるものであれば御自分たちでも、植えたら商売になるんじゃない

ないとか、いろいろ考えられるものなんだろうと思って。逆に推奨したりとか、使われてない遊休農地等を改善するためにこういったものがありますよって紹介していく。順序としては販路よりも植えるものから先に推奨していくものっていうのは、そういったところがやっぱり大分難しいと思いますので、へたに植えたほうがいいですよとも言いにくいですし、だからそこらへんがどういった形でうまく推奨する作物に対して、御紹介していくかっていうのは、どのような議論の元こういう物だったら適していますよと御紹介しますか。そこら辺は何かちょっとした議論であったりとかされた上でしてるのかなあというのがあったんですけど、そういう点はこういった流れでされているのでしょうか。

○農政畜産課長（有村 浩君）

今御指摘のとおりかなり難しい問題でございます。御存知のとおり霧島市としては、産地として確立しているものはお茶と畜産業になってくると思います。広い霧島市、気候条件も多種多様にわたっています。そもそも、基幹産業として農業の中の主要な作物というのを現在、絞り込めないでいる状況でございます。まず、我々農政サイドといたしましては、主要となる基幹産業というものの育成というのを主に考えていきたいというふうに思っているところです。その中で、遊休農地をより有効活用できる作物というのも検討していくという流れになってまいりますので、まずその遊休農地を有効活用する作物を限定するのが、先ほど申し上げましたように、主要作物が難しい状況にあっては、なかなか絞り込めないというのは現状でございます。ですので今木野田委員もいらっしゃいますけど、お茶なり霧島市として産地化されているものであれば、それ相応の農地であれば農家さんのほうが自ら解消に回られると思います。霧島市内の多種多様な自然に合わせた、1品目に絞った遊休農地解消作物というのは、現時点ではなかなか難しいというのが現状というふうに御理解いただきたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

午前中現地調査をさせていただいて、ピーカンナッツっていうのはどんな木なのかなあというふうに思い、興味を持ちながら行ったわけですけども。ちょっと見た感じはここらでいうはっまげっていう、ちょっと葉っぱに似たような、また、栗の木の葉っぱにもちょっと似てるのかなという気がして今見させていただいたところです。現在、今霧島市においては今牛が値下がりをどんどんしてきています。私も12日でしたか。ちょっと競り市まで行く用事があって見てみましたが値段はどんどん下がっている。そしてまた飼料がどんどん高騰しているといったような中でですね、遊休農地がどんどん、今、現在出てきているわけですよ。それを土地を担当する課としてですねそういうところをどういうふうに生かしていきたいというふうにお考えなのかまずおうかがいします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

遊休農地の解消というやはり、本市においても喫緊の課題だというふうに認識しているところです。遊休農地につきましても、かなり種類も多種多様なものだというふうに思っています。例えば中山間地域の一番奥にある利便性の低い農地についてと、まち周辺の利用しやすい農地、遊休農地

それぞれの特色に合った利活用というものをそれぞれ判別しながら進めていくべきものであるというふう認識をしているところです。

○委員（下深迫孝二君）

今まではですね中山間地域、特に畜産で牧草を植えているのはもうほとんどだったんです。それとやっぱり夫婦で高齢者がやっていたところは、どっちか一方がやっぱり病気で倒れた場合はもう継続は厳しいということで、特にここんとこ値下がりしてきていますから、もうやめていかれるという方がですね、かなりおって、そのあとの畑等が今何も植えられてないような現状なんですよ。今この資料を見ますと標高が200から500というところが栽培が適しているというふう書いてあるってことはですね。200から500じゃ霧島市の中山間地域がほとんどなんですよ。こういうものをですね、植えていけるようなもっと資料どんどん集めていただくということが、まず情報を提供するってことは大事だと思うんですけども、どのように今されているのか。先般、お菓子を頂きました。何ていうんですかねクルミに似たような感じで、食感、チョコレートの味が強いから、クルミの似たような味というのは、歯ごたえはある感じでいただいたんですけども、やはりもっと情報が欲しいなというふう思うんですが。そこら辺は前回私一般質問をしました。それからどのような情報を集めておられるのかまずお伺いします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

情報収集につきましては今、日当山で栽培されていらっしゃる方々への聞き取りというのはもちろん行っています。ただ、今栽培されていらっしゃる方々にお聴きしたところでも、実際これが今後定着するかどうかまだ分からないと。今植えていらっしゃる方々ももちろん今試行錯誤の最中であると。先ほど、私、お答えしたところですけども今16品種を植えていらっしゃるということで、16品種の中から霧島市に適したものを探して行っている最中というようなお話を伺っているところです。実際それが台風とか猛暑とか、もしくは急激な寒さとかそれに耐えうるかどうかというのは、やはり畑で試してみないと分からないというような現状でございます。現時点でまだ植えて数か月で、まだ1回も収穫に至らない状況で、この情報を遊休農地を持っていらっしゃる地権者の方々とか、そういった方々に周知するには今、まだ早いと。議会の中でも部長が答弁いたしました、当面は様子を見ていきたいというふう考えています。

○委員（下深迫孝二君）

北米産ということで聴いています。そっちからの情報はもう全然取れてないです

○農政畜産課長（有村 浩君）

すいません。北米のほうの情報というのはこちらのほうには入手はしていないところです。先進地であります陸前高田市のほうには、お電話でお話をお伺いしたところでございます。植えて4年目に入って現時点ではまだ収穫には至っていない、また収穫のめどは立っていないというふうな担当者の方のお話はお伺いしているところです。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

先ほど委員のお話の中で飼料作物の作付についてお話ありました。一応関連しましてお話をしますと、水田で水稲ではなくて飼料作物を作付する場合、農政畜産課では経営所得安定対策事業というものを行っております。水稲の作付けが難しい場合、例えばイタリアンとか作付した場合、事前の申出によって、実際に作付をされた場合については交付金を交付するという事業も行っているところですよ。参考までにお話しいたします。

○副委員長（宮内 博君）

農業委員会にちょっとお尋ねですけど、先ほど、口述をしていただいたんですけど、遊休農地の割合の関係ですね、これ年次的に、令和元年度から5年度まで示して資料を頂いているんですけど、ほぼこの遊休農地割合というのは変化がないという状況で集計がされているんですけども。私どもが農地を見たときにかなりこの、いわゆる耕作放棄地と言われるところが増えてきているという状況を目にするわけですけど、このいわゆる口述の中にある1号遊休農地、2号遊休農地ですね。そして耕作放棄地ということで説明があるんですけど。それぞれの1号2号耕作放棄地ですね。この分類ではされてないんですか。この間の令和元年から5年までの集計の中で。

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

今のは1号2号、それと非農地、加えて耕作放棄地までという認識の中で集計していないかということであろうと思います。これ確認ですけども。今、先ほど最初に説明の中で申し上げた耕作放棄地というのは概念が全く違いまして、今1号2号という遊休農地自体遊休農地でひとくくりにしてあります。私どもの農業委員会の利用状況調査というやつでですね。ですので、これは変な言い方ですけど今集計がとってある状況。それに加えて農地の全体を把握してますから比率が出てますよという説明であったというふうに私どもも言ったつもりです。二つ目に非農地となりますと、非農地判定をしてしまうとですね、先ほど、累計で把握しておりませんという、言い方もしたと思うんですが、これなぜかという、もう農地として調査の対象ともならないんですね。ですのでそこを追っかけて、農業委員さんと推進さん方も調査に今後行きません。そういう中で、先ほど説明は遊休農地、揺らぎもありますのでそれ以外にもあるかもしれない。調査以外でも。非農地。ここの部分、非農地というのはもう調査対象外になってくるっていうのも説明しました。今、この幅というのが耕作放棄地と。農林業センサスと言われるところの、地目は田、畑、もしくは、何ですかね、なんとか放牧地。申し訳ないです私も忘れてしまいましたけど。そういう類いのものなんですけど。そこの全体を把握して集計というのをとっていないのが今現状です。

○副委員長（宮内 博君）

統計資料に出てくるですよ。統計資料に出てくる耕作放棄地というのがありますよね。統計資料。統計資料。統計資料に出てくる耕作放棄地というのがあるんですけど。これは令和3年度のものなんです。ここに出てくる耕作放棄地は平成27年2月1日現在のも。平成3年に出してるやつでも、それよりも5年ぐらい、五、六年ですね、前のものしか出てないわけですよ。それでこの耕作放棄地の面積として示されているのが2,518 aということになっているわけですね。この基準で、推

移を見ているものはないのかなというふうに思って、そのことを質問しているわけですが、そこでは説明ができますか。

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

先ほど来、農林業センサスの話をしております。今、そこに出ているのはですね、農林業センサスの数値なんです。これはセンサスですので、統計調査の持っていらっしゃる方の主観の中での回答を集約したものでありますから、その調査をした段階の資料数値でしか物事が図れないです。ですので、行政で別途、企画がやります国が実際全体で国の全体を把握しようとしている、農林業センサスと、私どもが毎年行っているものというのは条件が異なるので、ですのでそれを追っかけて、毎回調査というかアンケート的なもの、持ち主もしくは作っていらっしゃるであろう方に、手元に調査票が、手元に入った方々の主観で耕作放棄地なのよねというふうなことで回答を頂くものってというのは、私どもでは状況把握もかなり難しいですので、そこは把握しておりませんよという回答になります。

○委員長（前田幸一君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時29分」

「再開 午後 1時43分」

○委員長（前田幸一君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。ほかに御質問等ございますか。

○副委員長（宮内 博君）

今日の委員会ですね、大きな目的は、そういういわゆる耕作放棄地をいかになくしていくのかというところの議論が必要だということで設けられているんですけど。いろんな施策があると思うんですね。例えば定年退職をされて、時間的に余裕があることになった方たちが農業を始めようというふうに思ったときに、いわゆる初期投資がかなり費用がかかるということがあるので、農機具のレンタル制度をですね、そういうものを設けている自治体もあるんですね。そういう取組であったりとかですね、ほかのいろんな施策があるだろうというふうに思うんだけど、その辺の具体的なプランといいますか、そういうものがいかほどあるのかというということで、お尋ねをしたいんですけどね。議論があれば教えてほしいんですけど。

○農政畜産課農政第2グループ長（宮原博和君）

農機具のレンタル等は今行っていないんですけども、冒頭の口述でも課長のほうからありましたように、遊休農地になる前に、特に傾斜のきつい中山間地域の水田について、集落ぐるみで荒廃しないように範囲を決めて5年間、必ず荒れないように維持をするという中山間直接支払い事業というものを取り組んでおまして。面積でいうと355haという広い範囲で維持がされていますので、このような施策を、もうちょうど5年単位で協定を結ぶわけですけど、来年がちょうど協定の切替えの時期になりますので引き続き可能な限り、高齢化も進んでおりますけれども、引き続き取

り組んでいただくように推進していくというのが一つの取組かなと思っているところです。

○農政畜産課長（有村 浩君）

市単独事業として農家を育成するために担い手経営発展等支援事業というのを令和元年から導入しています。対象となる方々、主に中小農家、大規模農家を直接のターゲットとするのではなく、大規模農家については国県の事業が導入しやすい体制がありますのでそういった方ではなく、国県事業を導入しにくい中小農家を主なターゲットとして市単独で行っているところがございます。新規就農者につきましては、常時窓口で新規就農担当を相談窓口として支援センターという形で、青年等就農計画の作成を一緒に行いまして、今後農業を始めたいという方の支援を行い、経営の維持ができる体制というのを構築しているところでございます

○副委員長（宮内 博君）

例えば山梨県の甲府市などはですよ。農業機械のレンタル制度というのを導入してて、トラクターだとか田植機だとかですね、そういうものをレンタルできるという貸出し事業というのをやっているんですよ。神奈川県海老名市でも随分古い話ですが2012年頃からこの事業に取り組んでいるというようなことなどがあるんですけど。とにかく、退職をしたときにですね、新しく農業でも始めようかというところで、その背中を押す一つの取組にはなるんじゃないのかなというふうに思ったんですね。ぜひ議論をしていただければと思います。もう一つ農業委員会にお尋ねしますが、昨年4月1日に農業経営基盤強化促進法の一部改正が行われましたよね。これを、内容をちょっと紹介してもらいたいんですけど今資料ありますか。

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

今言われたとおり改正がありまして、私ども農業委員会のほうで利用権設定の作業をして、こちらの部分については私どもが今年度、恐らく今年度末までは利用権設定の事業で、農地の貸し借りが成立するという状況にあると。その改正自体がもう既にそういう、事業自体はもう事業移行しますよということで。今御手元に小さめな折り込んだ資料があると思うんですけども、中間管理事業と略されるんですかね、こちらのほうに利用権設定が移っていきますと。これは何かと言いますと、地域計画を策定したときもしくは今年度末で利用権設定で貸し借りがもできなくなりますよという御案内を。これは前もって農業委員会からお出しというか、アナウンスのために、今、利用権設定をされて、農地の貸し借りをしている方に案内として出しているものです。これ久木田議員でしたか、先般一般質問でも少し触れていただいた内容だと思います。そういうようなのがあるというのを今後、行政としては対応していかないといけないというようなところであります。

○副委員長（宮内 博君）

一番大きなのは農地を取得するときのいわゆる要件面積ですね。霧島市は20a、2反歩以上田んぼを持っている方でないと新たな農地の取得ができないと。新規で取得する場合は2反歩以上ないと駄目だという枠が取り払われて、この面積要件にかかわらず取得ができるということで緩和をされましたよね。そこのところの説明がなかったの、私はそういうふうに理解をしているんですけ

れど、なぜかというそれだけ農地の取得要件が緩和をされて、実際に私も少しばかりお米作っているんですけど、2反歩に満たないもんだから農地として取得ができないんですよ。できなかったんですよ、一昨年までは。それが昨年から取得できるようになったというようなことで。逆に言えば先ほど申し上げた定年退職をされた方たちが新しく農業を始めようという志を持ったときにですね、当然その人は本当に農業をするための機材を持っているでしょうかとかですね、その辺の要件があるんですけど、そういうのをクリアできれば、田畑を持っていなくてもですね、田畑を買うことができるというようなことに緩和をされたので、より一層その農業ができる条件緩和はなされたんじゃないのかなというふうな認識を持っているんですよ。そういうその条件緩和を生かして、独自に霧島市としてですね、農業に従事する方を広げようという、そういう動きが欲しいなというふうに思っているんですけどね。その辺の議論がないのかなと思って聴いてるんですよ。

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

大変失礼しました。この改正においては、そういう部分もございましてですね、先ほど申し上げたのはその一部だったんですが。農地取得のいわゆる最低限度を持ってないといけない農地の規制というのがなくなりました。おっしゃるとおりに誰でも農地が取得できて、変な言い方ですけど、農業をしてくれる方がというふうな、多分国の期待だろうと思います。今ここ私は数か月、職員においては1年数か月見てきた中でのコメントを聴けば、やはり投機的な農地所有がどうしても増えてきているのかなと。投資的なですね。そういうふうな風潮が見て取れます。逆にそれだけではないよっていうのが、一応あっせん事業等においても、農地は持たないけど園芸作物を作りたいとか。ただ夢を大きくですね何h a 欲しいですみたいな、集団の農地がとか、現実にそぐわないのかなみたいなことも申請で上がってきていると、申請というか申出として上がってきているというのは、こちらも把握しています。ですので、制限の撤廃の良し悪しというのは複数年たってからしか分からないと思うんですけども、結果として分からないと思うんですけども。今の段階で予測されるのは、先ほど言った投資的な農地の取得というようなのが先に目立ってきているのが今回の改正の結果なのかなと。今2年もたたない中で申し上げるのはちょっとおかしいんですけども。そういうふうにも見えますので、逆に委員が言われたような、取得の仕方を今後希望していきたいなど。農業委員会といたしましては、書類等がしっかりそろって、現状を農業委員と推進委員が確認した上で、当然駄目ですよという判定もしておりますけれども。おりますけれどもしっかり書類がそろって、その意向が確認できた時点では、その取得自体を拒むことはできません。そういったものも含めてですね、農地法の部分といいますか、その事務というのはより複雑化してきているのかなというふうな。ちょっと、こういう期待的部分というよりは少し複雑化した上に、ちょっと将来どうなるのかなっていう疑念も残っている状況であります。そういうのを一応報告しておきます。

○副委員長（宮内 博君）

農業委員会としてはそうなんだけど、政策的にどうその農業振興を図っていくのかっていうのを

やっぱり、担当部の農政部の仕事だろうというふうに思うんですけどですね。その規制緩和を受けて新たなこの取組をどう進めるのかっていう。その辺の議論がどの程度あるのかなと。

○農林水産部長（寶徳 太君）

下限面積が撤廃されて農地が取得しやすくなった、これは新規就農者に関しましては非常によい傾向だとは理解はしております。新規就農者が相談にこられた場合には、まずは2反歩借りてくださいとか、そういう話をしないといけなかったんですよ。それがもういきなり取得ができるというのは非常に好条件になってきているのは理解をいたします。ただし、農業委員会事務局長が言った懸念材料もございますので、そういった懸念材料についてはきちっと農業委員会で精査していただいた上で、我々としては新規就農者に対して、下限面積撤廃も含めて、農地を取得した上で、きちっと就農頂いて、頂いた暁にはですね、きちっとした計画も、新規就農者に対しての計画もですね、相談員が一緒になって考えた上で新規就農計画を建てて、あとはそれに対する資金の貸付け、あとは先ほどうちの課長が申しあげました機械、その辺へ誘導して行って、少しでもですね農業者が育ちやすい状況を作っていきたいと思っているところです。

○委員（下深迫孝二君）

今回の閉会中のこのピーナッツのことを行政のほうにも、担当からお伝えしたと思うんですが。この苗を作っている方が指宿かどっかにおられるという話をちょっと聴いています。そこら辺の調査とかされた経緯はどうでしょうか。

○農林水産部長（寶徳 太君）

今回の下深迫委員の一般質問の経緯は新聞記事だと思います。そこについてはですね、大阪の老舗菓子会社サロンドロワイヤル。あと霧島市内で多角的経営をされております日当山西郷どん村の管理運営事業者である古川りささん。それとサロンドロワイヤルの、今は実質社員になっていらっしゃる。先ほど圃場の管理をされた住吉さん。この3者がですね、タッグを組んで今から規模拡大をしていこうという計画であると。きちっとですねこれは古川さんに対して聞き取りをした結果です。昨日も来ていただきまして、これから先の戦略をお聴きした次第です。先ほど言われました苗ですけどこれが一番ネックになっていまして。この苗はですね、指宿で米本先生という方が苗の準備をされているみたいです。私も指宿まで行ったわけでありませんで、どんなものなのかも含めてですね、今後また調査研究していきたいと思っているところではございますが。土地も確保した上で苗も確保しつつ、これが霧島市内でですね、きちっとした産業になるような、出口戦略も含めてですね、製造も含めてですね、そういうシステムづくりをですね、古川りささんとサロンドロワイヤルの社長とタッグを組んでやっていかれる予定ですので。とにかくこの間の一般質問ときには特産品にという話も出ましたけど。全国でも陸前高田市と霧島市が特産品になるようにやっとうり口に立てた状況のような気がいたします。ただし、陸前高田市は工場が既にあるんですよ。この間食べていただいたピーカンナッツはそこでできたものですので。霧島市内に工場ができるぐらいのピーカンナッツの栽培面積が確保できれば、将来の特産品化というのは考えられるのではないのか

と思っているところです。苗の供給についてはですね不透明なところが多分にあるんですけど、本当に行政がこれに関連でこ入れをできる状況ではございませんので、とにかく注視していきたいと思っているところです。

○委員（下深迫孝二君）

やはりですね今日聴いてみましたら苗が一本2万円といったような金額をお聴きしました。それだったら誰でも簡単に始められるもんじゃないなということも思ったんです。ですからやっぱりそこをですねもう少し調査をしていただいて、私でしたら、指宿のほうですか、もし会っていただけるなら行って会ってみたいという気もしてますから、そこら辺とこをもう少し調査研究のほうお願いしておきます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

承知しました。

○委員長（前田幸一君）

他にございませんか。

○委員（池田綱雄君）

耕作放棄地についてちょっとお尋ねしますが。この下場でも、もう今、田んぼを作る人が少なくなったり、後継者も育っていないというようなことで。昨年まではそんなに放棄地ちゅうのは、見かけなかったんですけど、今年はですね特にあちこちにそういう放棄地ができてるように思います。私が作っている隣も昨年まできれいに作っておったのが今年は作っていない。草がこんなになって、今年の夏は虫がでてきたり大変だろうなと思っておるんですが。私はこれは年々増えていくと思います。そうした場合に、非常に迷惑ですよ。そういう苦情はどこへ言ったらいいのか。

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

農地でございましたら、基本的には農業委員会に申し出ただければと思います。転用等の申出等があったものについて許可後、それ以外のものについても環境のほうというふうに聴いておりますので、農地周辺であっても、その区分けだけは。いずれにしても市役所に言っていただければどちらかで対応する形にはなると思う。

○委員（池田綱雄君）

農業委員会か耕地課でいいんですか

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

環境衛生課です。

○委員（池田綱雄君）

いや本当ですね昨年までは見かけなかったんですけど、今年はあちこちにそういう放棄地かなあと、来年も作らな完全な放棄地という土地になるだろうと思います。こういうのが私は今後ですね、作り手もない。後継者もない。下場がそういう状況ですから、私はもうこれはですね年々増えていくと思います。その辺も一応農業委員会のほうも把握をしておいてもらいたいと思います。

○農業委員会事務局主幹兼振興農地グループ長（秋窪貴洋君）

今御説明にあった、今年度の耕作放棄については、今農業委員と農地利用最適化推進員が6月から8月まで霧島市内の全農地を調査している最中です。8月に取りまとめが終わりまして、またそれを今年中に集約する予定になっておりますので、それを踏まえた上でどのようにするか今後検討していきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

中間管理機構でちょっとお伺いしますけども。私も農地を借りて、中間管理機構を通すか農業委員会を通すかということいろいろ、市の担当の方にもお伺いしましたら、ここに本人がいるかもしれないんですけど、もうそれなら農業委員会のほうでやったほうが簡単ということで農業委員会でやっているのですが。この中間管理機構に絞られてきたら闇小作が増えてくるんじゃないかなって言うのは、気がするんですけどもその辺はどのように捉えてらっしゃるか。それと先ほど土地の売買が自由になってきたということになります。農業を営んでいる者からすると優良農地の確保が、そういうような投機目的でどんどん借りられていくと優良農地の確保は農家としては難しくなってくるんじゃないかなという懸念も出てくるわけですけども。その辺について行政として何か対策を、先ほどちょっと出たかもしれないですが、対策を考えるとかですね。あるいは国の法律に条例はあれませんが、何かそういう条例みたいなもので保護していくような考えを持ってらっしゃるのかお伺いします。

○農林水産部長（寶徳 太君）

闇小作が増えるんじゃないかとの御指摘ですが、当然我々も危惧しております。そういうことがないように、今後、来年の4月から窓口が一本化されるわけですので、その辺についてはきちっと今後周知していきたいと考えております。実はこの窓口を農政なのか、農業委員会なのかまだ庁内で合意形成ができておりません。事務量も煩雑化するのかどうなのか。これに対する人がどのくらい必要なのか。あとは農業委員と推進員との連携とか、その辺も年度内にきちっと方向性をつけないといけないと思っているところです。あとは優良農地の保護、その辺については宿題として承っております。

○農業委員会事務局長（池田康一郎君）

すいません優良農地の保護の部分で、ちょっと法律と条例でという話を確かされたと思うんですけども。ここにおいて言えば法のほうがどうして勝りますので、条例でどうにかできるという話にはなっていないのかなと。ですので危惧される部分は危惧されるままで置いておくのではなくて、組織的なところ、これはこういう法律改正はありましたけども、ちょっとそぐわないですよというようなことは県といいますか、農業会議というのが農業委員会上ありますので、それを通して国のほうへ、そういう意見は届けるようにうちの会長も努力しております。そういったところは一応情報としてお伝えしておきます。

○委員（木野田誠君）

農地の貸し借りについてはですね農業委員会ですか、農政のほうですかまだ分からないというようなことですが。間違いなく言えるのは、やはりこの賃貸借に関わる農家、農地所有者に対してですね、やはり手間暇をかけさせない対応というか、親切な対応をみいだしていただくことが行政として一番じゃないかなと。また、それに関わる農家もそれを一番望んでることじゃないかなというふうに思いますので検討してください。

○農林水産部長（寶徳 太君）

農家が手続をする際に面倒くさいというところが本音のところではあろうかと思いますが、木野田委員が言われた簡素化なのか、とにかく農家さんに対しての啓発、あとは手続のについての説明、その辺は丁寧にやっていきたいと思っております。

○委員長（前田幸一君）

他にございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時12分」

「再開 午後 2時14分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わりたいと思います。次に、本日行いました所管事務調査に係る委員長報告について協議をいたします。遊休農地及び耕作放棄地の有効活用について及び市道認定予定の路線について、委員長報告を行うかどうかをお諮りしたいと思いますが意見はございませんか。

○副委員長（宮内 博君）

せっかくですね委員会の調査ということで行っておりますので、当然、議会でその経過報告をすべきだというふうに思います。

○委員長（前田幸一君）

するべきであるというような御意見を頂きました。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは報告をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって報告をすることに決定いたしました。それでは委員長報告に何か付け加える点はございませんか。

○委員長（宮田竜二君）

今日委員会の調査を行ったわけでありましてけれども。まず前段の部分ですね、里道及び開発地域の市道認定の関係についてでありますけれども、今日議論をした範囲ではですね、まだきちんとした

体制の整備というのが必要ではないのかなというふうに思うんですね。この事業を取り組むことによって基準財政需要額の中に算定をされる。そしてそれを結果的に地方交付税に反映をされるというんですね、自主財源の確保に結びつく事業でもありますのでもう少し取組を進めて急いでもらいたい。いうことをですね、ぜひ委員長報告の中にも反映をしていただけないものかなというふうに思います。二つ目に耕作放棄地をいかに少なくしていくのかという取組も十分に議論がなされているような答弁もなかなか引き出すことはできませんでした。やっちはいるんだろうというふうに思いますけれども。やはり様々な努力をして、全国でも耕作放棄地が広がっているというところから、努力をしている自治体の姿も見るができますので。例えば新しく法改正がなされた、農地を取得できる条件の緩和ですね、こういうものを生かして、そして農業に従事することができる環境を農政部局としてどう作っていくのかということなどもぜひ、庁内での議論を深めていただいて、取組を進めてもらいたい。例えば、農機具等を購入しなければ農業に参入できないという大きなハードルがあります。それをできるだけハードルを低くするためにどうしたらいいかと。山梨県の甲府市などが取り組んでいる、農業機械を貸し出すという制度を市と担当部局、あるいは農業委員会、民間団体とも協力をして、そういう制度を作っていたりする自治体もありますから、ぜひ先進地の取組を学んで進めていただければなということも是非委員長報告にも付け加えていただきたいとします。

○委員長（前田幸一君）

他にございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでただ今のご意見等を取りまとめさせていただいて委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「一任」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次にその他として何かございませんか。

○委員（徳田修和君）

次回以降の所管事務調査で取り組んでいけばなと思うことがあるんですが。開会中の所管事務調査の時では集計するのが遅れるかなと思ひまして今提案するのですが。上下水道部の工業用水道だったり下水道料金だったりとか、今年度検討して次年度以降料金見直しであったりとか、経営戦略を検討していくというのが予算委員会等でも出てきていたわけですが。今7月ですがこの間にも検討内容とかが聴こえてこない状況でありますので、その辺の工業用水道事業の戦略であったりとか下水道の水道事業戦略であったりとかその辺の所管事務調査等ができないのかなという提案をさせていただきます。

○委員長（前田幸一君）

ただいま徳田委員から工業用水等の戦略と言いますかそういった提案、調査依頼等ができないかというようなご意見ですが。皆様のご意見はどうですか。

○委員長（前田幸一君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時21分」

「再 開 午後 2時24分」

再開します。今お話があったようなことで、産業建設常任委員会としましてそういった調査をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

時期的なものについてはどうしますか。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時25分」

「再 開 午後 2時28分」

再開します。9月定例会の議案の付託審査と同日でよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

追って事務局の方から詳しい段取り等はくると思います。それではほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時30分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

前田 幸一